

7 第三者加害事案（自動車事故等）の取扱い

地方公務員が第三者の加害行為によって公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、基金はその災害によって生じた損害について補償しなければなりませんが、第三者もまた当該災害の発生について、民法その他の法律によって、損害賠償の責めを負うことになります。損害の補てんが基金の補償と第三者の損害賠償によって二重に行われることは、条理に反し、公正を欠くことになるため、法においては、基金の行う補償と第三者の損害賠償との調整を行っています。この調整が求償、免責です。

なお、第三者には被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金は含まれません。

また、職務遂行中の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合の同僚職員については、第三者の範囲に含まれますが、当該同僚職員に対する求償権は放棄することができることになっています。

(1) 求償、免責

被災職員等が第三者から損害賠償を受ける前に基金が法による補償を行ったときは、基金は、その行った補償の価額の限度で、被災職員等が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得することになり、取得した請求権を行使することを求償といいます。

また、これとは逆に、被災職員等が第三者から災害に関して損害賠償を受けたときは、基金は、当該損害賠償のうち補償と同一の事由による損害賠償の価額の限度で補償を行う義務を免れることになります。これを免責といいます。

(2) 示談の締結

損害賠償に関する示談については、本来は事故の当事者間（被災職員等－第三者）の自由意思に委ねられるべきものですが、求償、免責の点で基金にも関係がありますので、事前に当支部と協議のうえ示談を締結してください。

特に、第三者に損害賠償能力があるにもかかわらず、被災職員等が基金から補償を受けられるということや被災職員の損害額が少ないとということで、損害賠償請求権の全部又は一部を放棄することのないよう十分注意してください。また、過失割合によって、基金が第三者に求償できる額が左右されますので、加害者と示談を行おうとする場合には、必ず前もって内容を申し出てください。

なお、示談成立後は、第三者加害行為現状（結果）報告書（支部様式第8号）によりその写をただちに当支部に提出するとともに、損害項目ごと（治療費、障害補償費、慰謝料、休業補償費、物損、逸失利益、葬祭費、その他）の損害賠償額を明らかにしてください。

(3) 「賠償先行」の原則

当支部では、第三者加害事案に関しては、「賠償先行（示談先行）」を原則としています。つまり、基金が補償を行う前に被災職員等と当該第三者の間で示談を締結し、被災職員等が当該第三者から損害賠償

を受けるようにしています。これは、実際の事務処理上簡便であるだけでなく、被災職員等にとっても慰謝料等の面で有利になるからです。

しかしながら、加害者に誠意がなく、又は資力がないために損害賠償を受けることができない場合や療養期間が長期にわたり、治ゆ後に示談を行った方がよい場合においては、基金が「補償先行」することになります。このような場合には基金が第三者に対し求償権を取得することになりますので、予め当支部と協議してください。

(4) 自動車事故の取扱い

基金が扱っている第三者加害事案のほとんどが自動車事故です。自動車事故も原則的には前記(1)、(2)及び(3)の取扱いをすることはいうまでもありませんが、現在すべての自動車が自賠責保険又は自賠責共済（以下「自賠責保険等」という。）に加入しているため、次の点を考慮のうえ、療養費はまず第一に自賠責保険等に請求（賠償先行）するようにしてください。

- ① 自賠責保険等では、保険金の限度額（負傷の場合120万円）で、慰謝料、救助搜索、義肢、義歯、松葉杖、補聴器等の費用などで基金が行う補償の対象にならないものも支給されることがあります。もし、補償を先行すると、補償分（医療費）だけでこの限度額を超える場合は、基金としては当該医療費を自賠責保険等に対して求償しますので、被災職員等としては慰謝料等を保険から受け取れない事態が生じます。これに対し、賠償を先行すれば、慰謝料等保険でカバーされる分はすべて受け取ったうえに、補償も確実に受けられるので、被災職員等にとって有利になります。
- ② また、自賠責保険等は被災職員等にも直接の請求権を認めているので、たとえ第三者に誠意や資力がなくとも、被災職員等は支払いを受けることができ、また被災職員に相当の過失（例えば、被災職員の車が右折の際に直進車と衝突した場合等）があっても、ほとんどの場合、自賠責保険等から支払いを受けることができます。
- ③ 地方公共団体の公用車に同乗して自損の交通事故に遭い、負傷した場合は、当該公用車の自賠責保険からの支払いを受けることができます。これは、保険会社が「第三者」となるため、同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合に、基金が求償権を放棄することができるこの例外として取り扱うからです。

(5) 第三者加害行為現状（結果）報告書

第三者加害事案は、基金からの補償の有無にかかわらず、示談状況等により補償方針や求償・免責の方針を変更する必要がある場合がありますので、示談状況に変化が生じた場合や損害賠償金を受領した場合等、隨時第三者加害行為現状報告書（支部様式第8号）を提出してください。

また、傷病が治ゆし、損害賠償金の受領を終え、自賠責保険等の処理が終わった場合は基金から第三者に対する求償あるいは免責の処理を行うこととなりますので、第三者加害行為結果報告書（支部様式第8号）を必ず提出してください。